

**第6回刑法39条・医療観察法を考えるシンポジウム  
被害者の知る権利の現状と課題**

2020年9月6日

札幌市教育文化会館大講堂

**基 調 報 告**

**精神障害者の自立支援を考える会**

代表 木村 邦弘

住所：〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目  
1番地90ダイアパレス植物園Ⅲ901号

電話&FAX:011-272-7188

E-mail: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

# 6年前、事件報道は「心身喪失で不起訴」で終息・・・



平成25年秋、息子弘宣は充実した青春を謳歌していた。

## 入所者に刺され職員死亡

2/28 朝刊 札幌の精神障害者施設

27日午後3時40分ごろ、札幌市白石区菊水元町10条1丁目目の精神障害者生活支援施設「援護寮」から「職員が刺された」と110番通報があった。白石署員がかはつけたところ、寮の1室で職員が首を切られて倒れており、病院で死亡が確認された。同署は、この部屋に住む無職の男(35)を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。

同署によると、死亡したのは同市中央区北14条西16丁目、団体職員木村弘宣さん(35)。複数回、首を切りつけられていた。男は自ら施設事務室に電話し、木村さんを切りつけたことを伝えてきたといい、同署の調べに、木村さんを殺して自分も死のうと願ったという悪言の話をしている。

この施設は、精神科などに入院していた患者が退院後、独立した生活をするための支援をしている。入寮者は個室に分かれて暮らし、日常生活の支援を受けているという。

平成 13年4月 小樽商科大情報学科卒業  
 平成 13年4月 神奈川県IT企業就職  
 平成 15年4月 精神保健福祉士取得  
 札幌へ帰郷し父母と同居

平成18年9月 高齢者福祉生協入職  
 平成22年4月 介護福祉士取得  
 平成24年4月 トロイカ病院入職  
 訪問看護、「援護寮」勤務

# しかし、「被害者」への思いは永遠に続く...

未来の夢

父 (69才)  
息子はどう生きて  
なぜ殺されたのか?

母 (66才)  
若年性認知症 (15年)  
介護の担い手を失う  
(平成29年7月逝去)

弘 宣  
(当時35才)

今も、ここに  
いるよ!

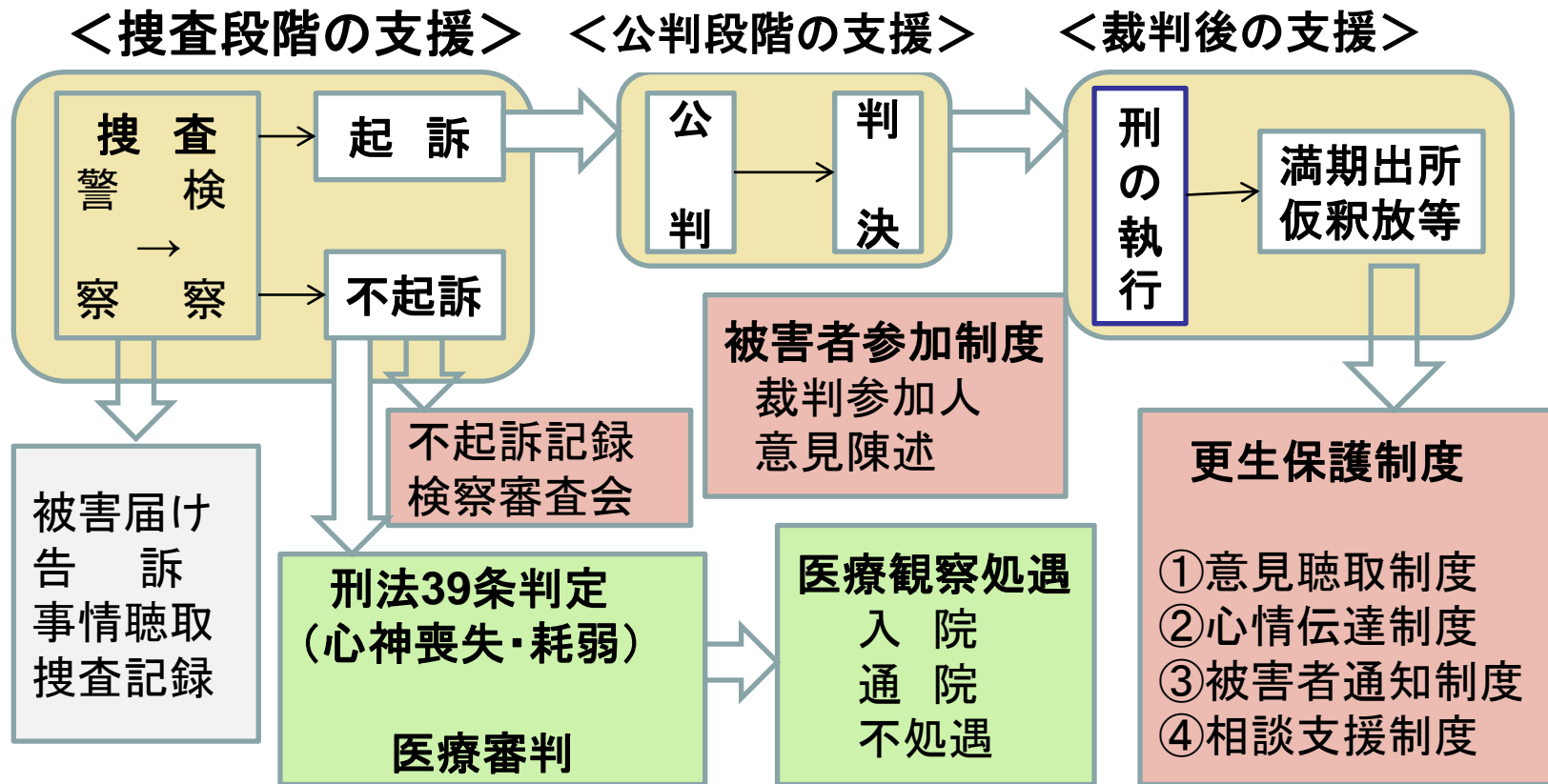
姉 (38才)  
お父さんを見守っ  
て!

甥 (小学生)  
叔父ちゃん  
どうして  
死んじゃった?

友達、フットサル仲間  
社長! 楽しい思い出  
ありがとう!

職場の仲間  
笑顔と優しさ  
忘れないよ!

# 司法手続き及び被害者支援の流れ



# 加害者が刑法39条で「不起訴処分」になると

1. 「刑事事件」として終結 → 裁判は開かれず「事件」は「事故」扱いとなる
2. 「加害者」は消える → 「加害者」は医療観察法の治療「対象者」となる
3. 「被害者」も消える → 「犯罪被害者等基本法」の権利が行使できない

## 刑事事件被害者との権利・支援の格差

被害者の権利・支援制度	被害者の権利・支援の内容	刑事	不起訴
被害者参加制度	公判に参加して意見を述べる	○	×
心情等の意見陳述制度	被害や事件についての心情を述べる	○	×
損害賠償命令制度	民事訴訟による損害賠償請求支援	○	×
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録の閲覧・コピー	○	×
被害者等通知制度	事件の処分結果、処遇情報の提供	○	△
犯罪被害給付制度	故意の犯罪による被害への給付金	△	△

# 置き去りにされた39条被害者の尊厳・権利

## 39条被害者は二度死ぬ

一度目の死～加害者の行為により生命を奪われ、個人の尊厳・人権が根こそぎ侵害される

二度目の死～「不起訴処分」により「犯罪被害者等基本法」に定められた被害者の尊厳・権利の行使が事実上奪われる

## 「知る権利」は憲法に保障された基本的人権

### ●「犯罪被害者等基本法」の「三つの基本理念」

- ①被害者の尊厳の尊重～被害者の尊厳回復は憲法に保障された権利
- ②被害者の権利回復は加害者の処遇に拘わらず適切に配慮される
- ③被害者は再び平穏な生活を送るまで途切れることなく支援を受ける

●刑事司法手続、医療観察法処遇における被害者の「知る権利」を刑法39条被害者に対しても一般刑事事件被害者と同等に保障し、「普通の被害者」としての尊厳・人権を回復すべきである

## 法務省の「通達」によって被害者の「知る権利」が前進

2018年6月、法務省保護局長の「通達」によって事実上非開示となっていた、被害者に対する対象者(加害者)の処遇状況の一部について被害者から申出があった場合保護観察所が情報提供することとなった。

平成30年6月25日

地方更生保護委員会委員長殿  
保護観察所長 殿

法務省保護局長 畝本 直美

医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等  
に関する情報の提供について(法務省保総第162号通達)

- (1) 被害者の家族・親族(親兄弟)から保護観察所に対し文書による「申し出」があった場合原則として対象者の情報を提供すること。
- (2) 提供する情報は処遇段階(入院・通院等)、処遇保護観察所名、及び社会復帰調整官による対象者との面談回数等。
- (3) 但し提供された情報について第三者へ漏洩することを禁止する誓約書を提出する。

# 刑法39条被害者の知る権利の全面開示を求め る法務大臣への「要望書」の提出

令和2年3月31日

法務大臣 森 雅子 様

## 医療観察法における被害者等の「知る権利」に関する要望書

### 1. 要望の趣旨

- (1)「犯罪被害者等基本法」の基本理念を刑法39条被害者へ摘要を  
～犯罪被害者の尊厳・権利の尊重は刑法39条不起訴事件にも摘要する
- (2)「医療観察法」の「被害者等への情報提供の配慮」を優先的に対応する
- (3)現行法の下でも、犯罪被害者等の尊厳・権利に配慮した運用変更は可能

### 2. 具体的な要望事項

- (1)「医療審判」への「被害者等の参加」を保障する  
～裁判官・検事による被害者の意見・心情聴取による審判への反映
- (2)医療観察法における「対象者の処遇情報」の被害者等への提供  
～保護観察所の社会復帰調整官等による対象者の処遇状況の伝達
- (3)「不起訴記録」等の閲覧・謄写を認める



# 「要望書」の法務省オンライン懇談と「質問書」

## ■法相への「要望書」に対する法務省とのオンライン懇談

コロナ緊急事態により、6月18日に法務省とのオンライン懇談実施

当会对応：木村・山田弁護士

法務省対応：早淵法務大臣官房参事官他秘書課・刑事課・保護課10名  
～コロナ感染の中でのオンライン懇談設置は評価するが、時間的制約と従来の医療観察法の枠内での回答に留まり不十分。

## ■オンライン懇談の不明点について法務省へ「質問書」の提出

オンライン懇談での回答不明点について、「要望書」の「要望主旨」を中心に基本的な考え方について7月31日に「質問書」を提出

- ①「犯罪被害者等基本法」における「犯罪被害者」に刑法39条不起訴事件被害者に対しても適用すべき。
- ②被害者に対する対象者の情報提供は被害者の尊厳・権利を優先して判断すべき。
- ③刑法39条事件の多くは親族間で発生し、被害者と対象者の情報は共有されており、第三者による被害者に対しても公正に提供すべき。

# 刑法39条事件被害者への支援の広がり

## 「通達」に基づく情報提供

2018年(平成30年7~12月) 12件  
2019年(平成31年1月~  
令和元年12月) 11件  
2020年(令和2年1月~7月) 6件

全国の保護観察所に概ね月1件(年12件)の被害者からの申請

## 自治体による犯罪被害者支援条例の制定

- \* 政令都市の「犯罪被害者支援特化条例」制定  
~20都市中6市(横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・堺)、札幌市等6市では「まちづくり条例」の一部
- \* 兵庫県赤石市の「犯罪被害者支援条例」は、支援対象に「39条被害者」を含むことを条文に明記
- \* 札幌市「犯罪被害者支援制度」(令和2年8月1日)~市議会で「39条被害者も対象」との明確な答弁

## 被害当事者の交流の広がり

- \* 曾我部とし子さんの22年に及ぶ「犯罪被害者条例」制定の活動の教訓に学ぶ(明石市)
- \* 首都圏の「にじの会」による被害者の月例交流会の継続
- \* シンポジウムをきっかけに道内犯罪被害者交流の端緒を

## 活動の情報発信と専門分野の支援

- 当会の刑法39条・医療観察法の情報発信
  - \* 「ひまわりニュース」とホームページによる広報
  - \* 毎年開催の「刑法39条・医療観察法を考えるシンポジウム」開催~6回目でYoutube初公開
- 専門分野の研究・支援
  - \* 犯罪支援弁護士フォーラムによる助言・支援
  - \* 司法・医療分野の研修・研究の広がり

# 刑法39条被害者支援に新しい視点を

## 1. 「対象者」を二重の「社会的被害者」として理解する

### (1) 「社会的弱者」としての側面

「精神障がい者」としての生きづらさ(リスク)を抱える  
「社会的被害者」である。

### (2) 医療観察法の「対象者」としての側面

不起訴となっても、「医療観察法」の「対象者」として長期  
の処遇(治療・司法管理)を余儀なくされる。

## 2. あらゆる事件・事故・災害等の被害者・被災者の 尊厳・権利を尊重し共有する

### (1) 刑法39条被害者の「知る権利」の全面的保障

### (2) 一般の刑事事件、少年事件、交通事故被害者等の支援

### (3) 認知症、精神障害、難病、がん患者等のピアサポート支援

### (4) 震災等の被災者、高齢・貧困等の社会的弱者の支援・救済

## だれもが安心して暮らせる共生社会へ ～加害者と被害者の相互理解が解決の道

### ◎被害者支援と加害者支援は「対立」から「相互理解」へ

- \* 精神障害者による不起訴事件の被害者の法的権利回復が、加害者の権利を侵害するとの懸念は誤解で、対等平等の関係の下での「相互理解」が加害者の真の更生と、事件の解決・再発防止への道です。
- \* 同時に被害者感情から加害者への厳罰を求める行動や精神障害者の自立支援に対する管理強化は誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現に逆行するものです。

### ◎被害者の法的権利回復へ一層のご支援・ご協力に！

- \* 刑法39条、医療観察法における被害者の法的権利の前進について医療・福祉・司法の専門職の皆様のご支援・ご協力に感謝します。
- \* 今後は更に幅広い市民・国民の賛同を基に、遺された被害者支援の課題の解決をめざしますので一層のご支援・ご協力をお願いします。



ご静聴ありがとうございました！

